

韮崎市から児童手当・特別給付を受給している方の確認フロー
 お子さんの人数、年代、受給資格者との同居・別居の状況により手続きが異なります。下図でご確認ください。

【養育している子の年代】

- ① 0歳～中学生年代（15歳になる年度末までの児童）
- ② 高校生年代（中学卒業後15歳～18歳になる年度末までの児童）
- ③ 大学生年代（高校卒業後18歳～22歳になる年度末までの子）
- ※②③の子は、学生、就業中などの状況は問いません。

【受給資格者との同居・別居】

- 同居：住民票上同じ世帯
- 別居：住民票上別の世帯
- ※③の子は、受給資格者との同居・別居は問いません。

子の人数	子の年代	同居・別居	手続きの要・不要	必要な手続き	
1人	①のみ	→	不要	(同居・別居ともに) 手当額が変わらないため手続き不要	
		2人	①②	②と同居	不要 ▶②の子が中学生の時、韮崎市から児童手当を受給していた⇒市で受給要件(②の子の増額)を確認できるため手続き不要(手当が増額となる方へは11月下旬に通知します)
			②と別居	必要	▶②の子が中学生の時、韮崎市から児童手当を受給していない⇒「増額改定」を提出
3人以上	①③	→	不要	(同居・別居ともに) 手当額が変わらないため手続き不要	
	①のみ	→	不要	市で受給要件(第3子の増額等)を確認できるため手続き不要(手当が増額となる方へは11月下旬に通知します)	
		①②	②と同居	不要 ▶②の子が中学生の時、韮崎市から児童手当を受給していた⇒市で受給要件(②の子の増額)を確認できるため手続き不要(手当が増額となる方へは11月下旬に通知します)	
			②と別居	必要	▶②の子が中学生の時、韮崎市から児童手当を受給していない⇒「増額改定」を提出
		①③	→	必要	「増額改定」・「別居監護の申立」を提出
①②③	②と同居	必要	「増額改定」・「監護相当・生計費の確認」を提出		
	②と別居	必要	「増額改定」・「別居監護の申立」・「監護相当・生計費の確認」を提出		